

苫小牧工業高等専門学校協力会規約

(目 的)

第 1 条 本会は、苫小牧工業高等専門学校に協力するとともに相互の連携を密にし地域社会の発展に資することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、「苫小牧工業高等専門学校協力会」と称する。

(事 業)

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 教育研究の充実に関すること。
2. 地域産業の発展に関すること。
3. 産学官の調整に関すること。
4. その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、本会設立の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 幹 事 長 | 1 名 |
| 4. 副 幹 事 長 | 1 名 |
| 5. 幹 事 | 若干名 |
| 6. 監 事 | 2 名 |

- 2 役員任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第 6 条 前条第 1 項の役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 幹事は、本会の運営をつかさどる。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

(役員選任)

第 7 条 会長は、会員の中より総会において選出する。

- 2 会長は、総会の承認を得て副会長、幹事長、副幹事長、幹事及び監事を委嘱する。

(顧問・参与)

第8条 第6条第1項のほか顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、役員会の推薦で会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、会長の要請に応じ、又は会議に出席し意見を述べるることができる。

(総会)

第9条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集し、議長となる。

2 定期総会は会計年度終了後遅滞なく開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長、幹事及び監事をもって組織し、必要の都度会長がこれを招集する。

2 役員会は、総会に上程する議案及び重要事項を審議する。

3 役員会は、必要に応じて、苫小牧工業高等専門学校運営委員会の意見を徴するものとする。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織し、必要の都度幹事長がこれを招集する。

2 幹事会は、事業の企画・立案等、事業遂行のための必要な事項を審議し、その運営にあたる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、苫小牧商工会議所内に置く。

(経費)

第13条 本会の運営は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 会費は1口20,000とし、最低1口以上負担するものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員においてこれを定める。

付 則

1. この規約は平成5年4月28日から施行する。

2. 設立時の会計年度は、第14条会計年度の規約にかかわらず、設立日に始まり翌年3月31日とする。

3. この規約は平成17年6月28日から施行する。